

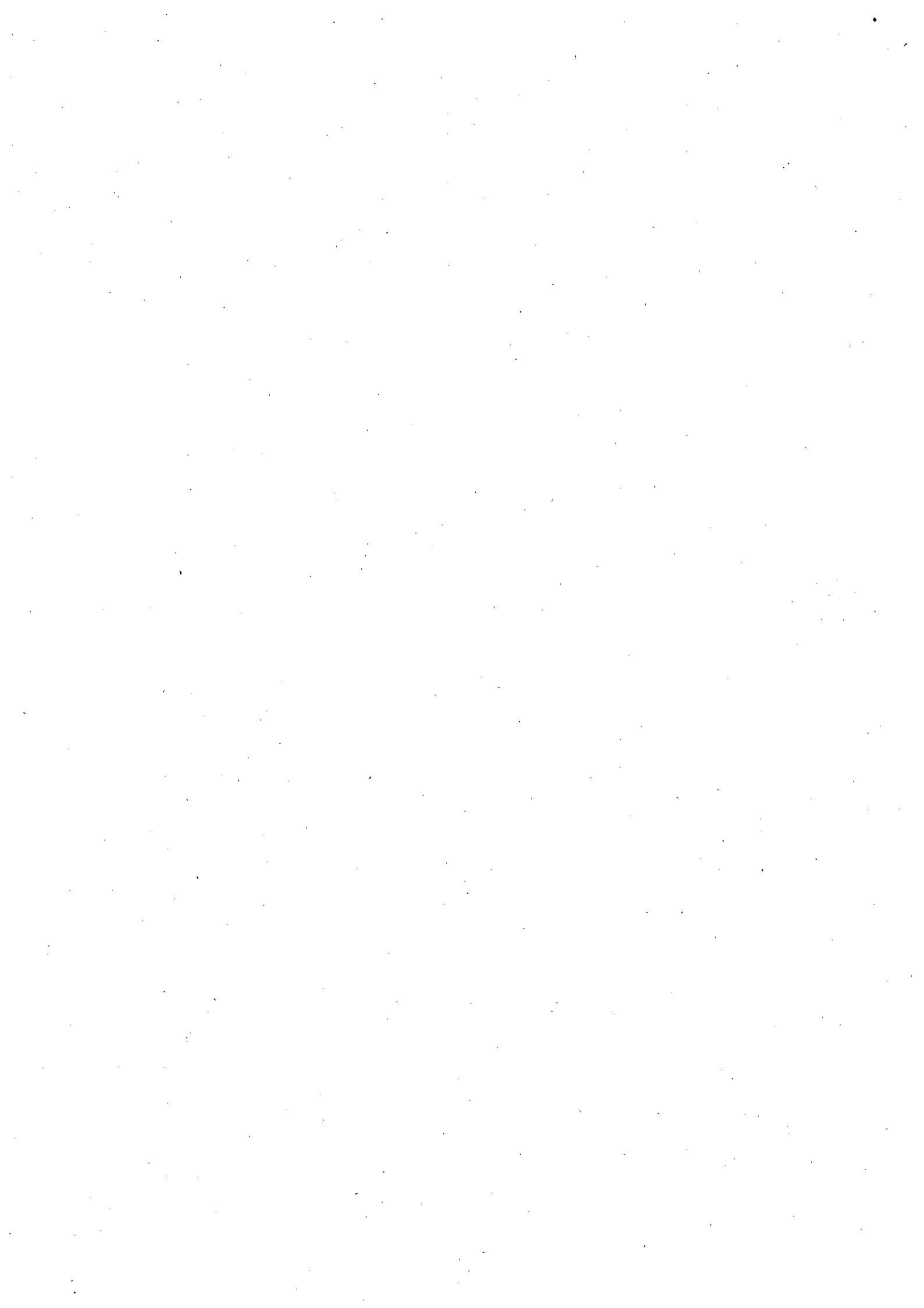
令和2年9月市議会 総務委員会資料

所管事項調査

目次	ページ
1 今後の税収見込みについて	1～4
2 長崎市地域経済牽引事業の促進による 成長発展の基盤強化のための固定資産税の 課税免除に関する条例の一部改正について	5～6
3 市有地の処分について	7～12

理 財 部

令和2年9月



1 今後の税収見込みについて

(1) 背景

今般の新型コロナウイルス感染症拡大により国の経済情勢が極めて厳しい状況下であり、長崎市の財政、特に市税収入に与える影響が大きいことから、次の前提条件のもと、コロナ影響の有無を考慮しながら、今年度及び令和3年度から令和7年度までの今後5年間の市税収入のシミュレーションを行った。

(2) 試算の前提

ア 共通

- (ア)人口：長崎市推計人口に「国立社会保障人口問題研究所」の将来推計人口変動率を乗じて算出
- (イ)経済成長率：「中長期の経済財政に関する試算（R2.7.31 内閣府）」ベースラインケースの名目GDP成長率を基に一定の経済成長率を見込んで推計
- (ウ)徴収率：税目ごとのR元年度の数値を採用（※現年度97.5%、滞納繰越31.4%）
- (エ)徴収猶予：194件・約459,000千円（R2.8.21 現在）→年間10億円見込む。
徴収はR3～R7の5年間で終了（R3：1/3、R4～R7：1/6 ずつ）

イ 個人市民税

- (ア)人口推計により納税義務者を見込み、給与所得等を一人当たり所得の増減等から推計
- (イ)コロナ影響
 - ・【R2】令和元年分（1～12月）の所得に対して課税済のためコロナ影響なし
 - ・【R3】給与所得は民間の今夏ボーナス（▲20%）から年換算ベース（▲5%）を算出。営業所得や農業所得（▲40%）は市セーフティネット保証申請状況より算出
 - ・【R4以降】R3見込額をベースに、経済成長率により算出

ウ 法人市民税

- (ア)税制改正による法人市民税率引下げの影響（12.1%→8.4%）及び日銀短観や経済成長率により推計
- (イ)コロナ影響
 - ・【R2】一部の大口納付法人は申告等実績、その他はR1決算見込と日銀短観の実績値（県内▲29.0%、全国▲9.6%）より算出
 - ・【R3】R2決算見込をもとに、日銀短観の計画値（県内▲33.4%、全国▲19.8%）より算出
 - ・【R4以降】R3見込額をベースに、経済成長率により算出

エ 固定資産税

- (ア)R3・R6の評価替えを考慮して推計
- (イ)コロナ影響：収入減の中小事業者等へのR3軽減措置（家屋・償却資産）あり

※売上高 30%以上～50%未満減少	軽減割合 1/2（税額を 1/2）
// 50%以上減少	軽減割合 10/10（税額をゼロ）

(3) 今後の見通し（コロナ影響ありの場合）

ア 令和2年度

- ・当初予算より最大 22.9 億円減少（内訳：徴収猶予分 10 億円、法人 8.7 億円など）

イ 令和3年度

- ・R2当初予算より最大 72.5 億円減少
（内訳）固定資産・都市計画税免除分 ▲37.4 億円
法人市民税 ▲18.8 億円、個人市民税 ▲18.2 億円 など

ウ 令和4～7年度

- ・今後5年間の年最大値 516.2 億円（R5年度）
※年 550 億円レベルには戻らず、500～510 億円前後で推移する可能性有
- ・個人市民税が 176 億円程度まで減少し、R元年度（198.6 億円）より 10%以上減
- ・法人市民税が 30 億円程度で推移し、R元年度（58.7 億円）から半減

エ 今後

・今回のシミュレーションは、現時点（8月下旬）の実績や指標等をベースに推計を行ったものであり、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や、国の緊急経済対策等の様々な取り組みの効果の発現による経済回復の進捗に大きく左右される。

現在、政府・与党においては、企業支援等のための税制改正が様々な角度から議論されており、こうした状況も注視しながら、適時、税収見込みの時点修正を行い、今後の中期財政計画や次年度の予算編成へ適切に反映していく必要がある。

(4) コロナ対策に係る地方税減収に対する措置

ア 徴収猶予の特例制度の創設に伴う減収

- ・地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置として、猶予特例債（資金手当債）が発行可能（令和2・3年度）

イ 固定資産税及び都市計画税の軽減措置等による減収

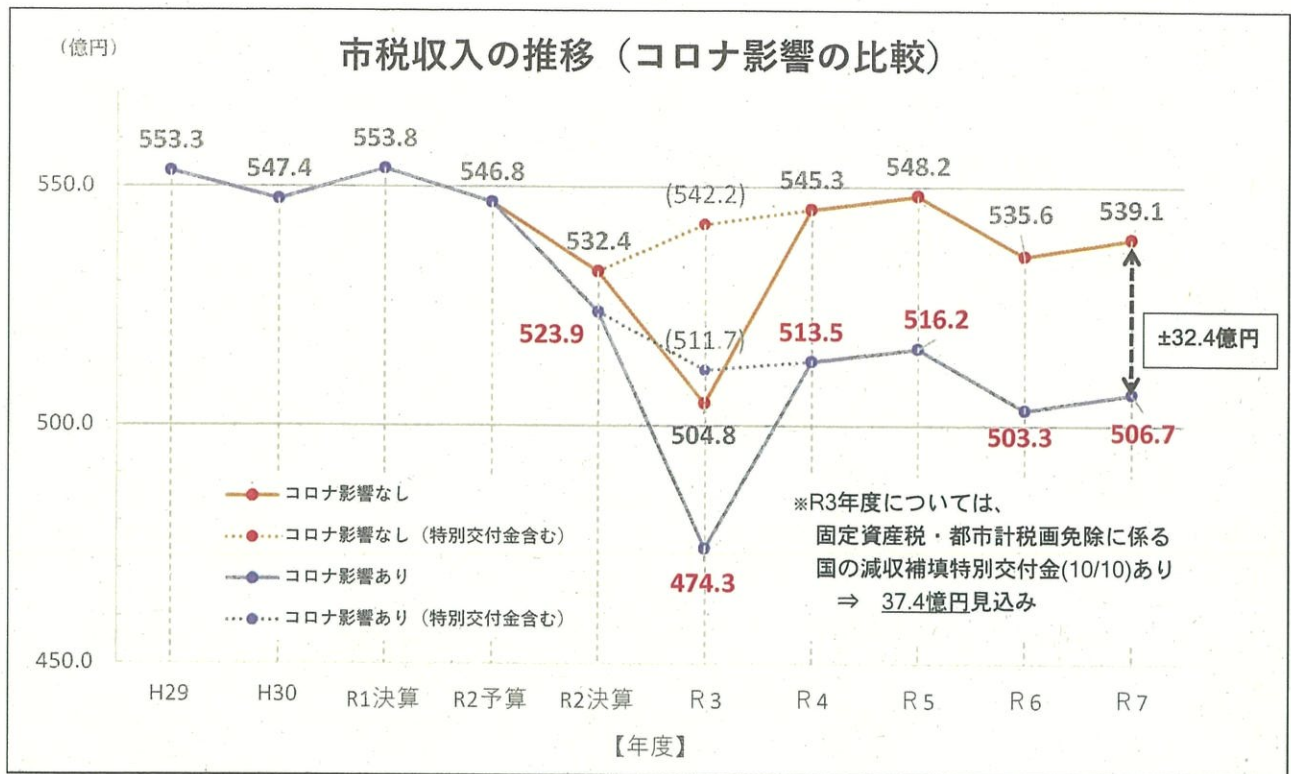
- ・創設された固定資産税、都市計画税減収補填特別交付金により 100%補填
※生産性向上特別措置法に基づく先端設備等に対する特例措置拡充は令和6年度まで

ウ その他の減収

- ・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長に伴う減収
※軽自動車税減収補填特別交付金により 100%補填
- ・個人住民税の減収（イベントチケットに係る寄附金控除、住宅ローン控除要件弾力化）
※地方特例交付金により 100%補填

エ 景気の変動等により法人市民税等の減収

- ・普通交付税（基準財政収入額）の算定において見込んだ収入見込額と実績額との間に乖離がある場合は、減収補填債の発行又は普通交付税の精算措置（翌年度以降の普通交付税算定の際、基準財政収入額を減額する）ことにより是正される。
※減収補填債は、元利償還金の 75%が後年度の普通交付税に算入される。



A コロナ影響なし

(単位：億円)

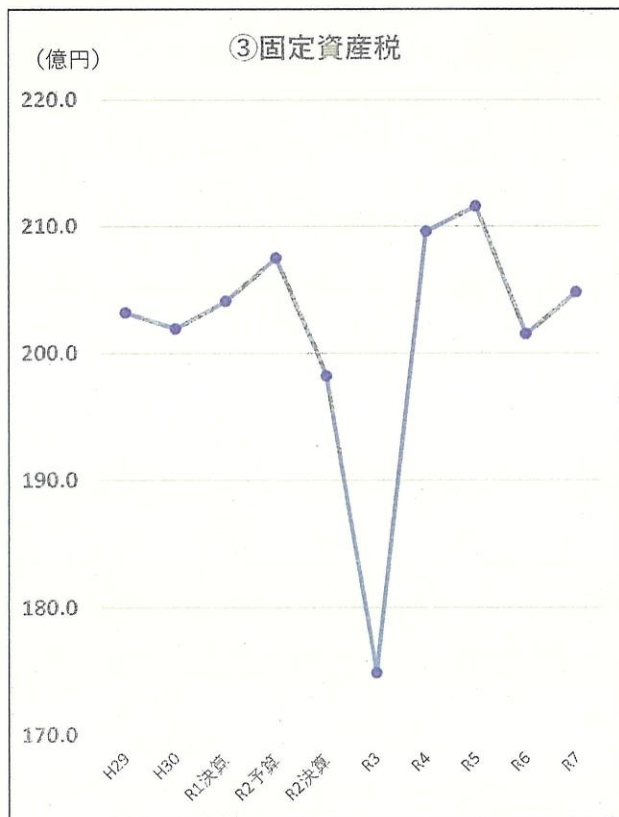
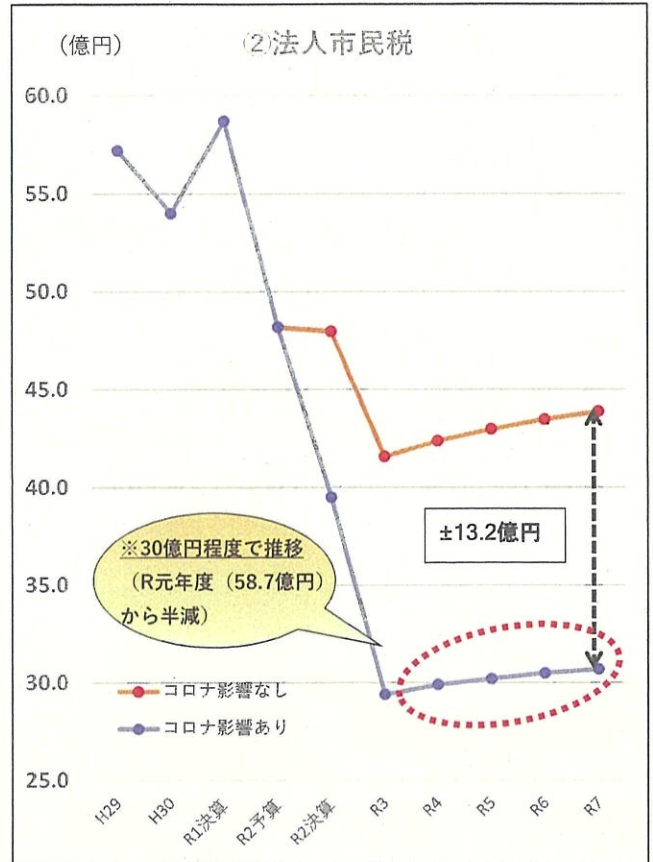
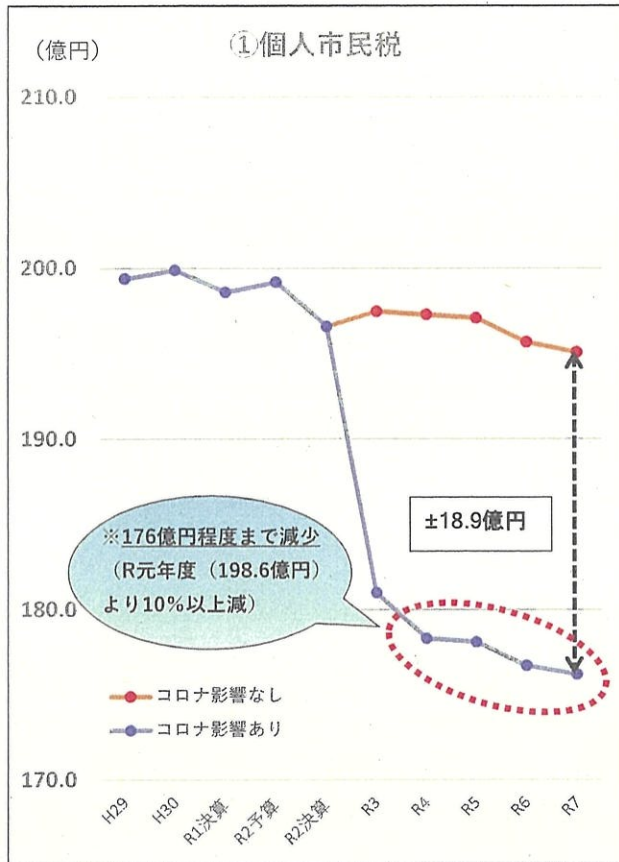
税目	H29	H30	R1決算	R2予算	R2決算	R3	R4	R5	R6	R7
①個人市民税	199.4	199.9	198.6	199.2	196.6	197.5	197.3	197.1	195.7	195.1
②法人市民税	57.2	54.0	58.7	48.2	48.0	41.6	42.4	43.0	43.5	43.9
③固定資産税	203.2	201.9	204.1	207.5	198.2	176.6	209.8	211.8	201.7	205.1
④軽自動車税	8.7	9.1	9.3	9.9	9.7	10.1	10.2	10.2	10.2	10.3
⑤市たばこ税	28.2	27.3	27.2	25.0	25.1	27.4	28.6	28.5	28.3	28.1
⑥事業所税	18.5	17.3	17.5	17.7	16.1	17.6	17.5	17.7	18.3	18.4
⑦都市計画税	37.8	37.6	38.1	38.9	38.5	33.6	39.1	39.5	37.5	37.8
⑧入湯税	0.3	0.3	0.3	0.4	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
合計	553.3	547.4	553.8	546.8	532.4	504.8	545.3	548.2	535.6	539.1

B コロナ影響あり

(単位：億円)

税目	H29	H30	R1決算	R2予算	R2決算	R3	R4	R5	R6	R7
①個人市民税	199.4	199.9	198.6	199.2	196.6	181.0	178.3	178.1	176.7	176.2
②法人市民税	57.2	54.0	58.7	48.2	39.5	29.4	29.9	30.2	30.5	30.7
③固定資産税	203.2	201.9	204.1	207.5	198.2	174.9	209.6	211.6	201.5	204.8
④軽自動車税	8.7	9.1	9.3	9.9	9.7	10.1	10.2	10.2	10.2	10.3
⑤市たばこ税	28.2	27.3	27.2	25.0	25.1	27.4	28.6	28.5	28.3	28.1
⑥事業所税	18.5	17.3	17.5	17.7	16.1	17.6	17.5	17.7	18.3	18.4
⑦都市計画税	37.8	37.6	38.1	38.9	38.5	33.5	39.0	39.5	37.4	37.8
⑧入湯税	0.3	0.3	0.3	0.4	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
合計	553.3	547.4	553.8	546.8	523.9	474.3	513.5	516.2	503.3	506.7

【参考】主な税目の収入見通し



2 長崎市地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

(1) 条例改正の概要

ア 改正理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正され、条文の繰り下がりが生じており、同法の条番号を名称に引用している省令も今後改正が予定されている。

本市の条例においては、条文中に省令の名称を引用していることから、改正される省令名称に合わせ、条例を改正しようとするもの。

イ 新旧対照表

改正前	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）及び<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条</u>の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）で使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）及び<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条</u>の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）で使用する用語の例による。</p>

ウ 施行期日 令和2年10月1日（予定）

(2) 関係法令

区分	名称	公布日	施行日
法律	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（一部改正）	令和2年 6月19日	公布の日から 6月以内 (政令委任)
政令	中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	令和2年 9月18日 (予定)	令和2年 10月1日 (予定)
省令	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（一部改正）	令和2年 9月18日 (予定)	令和2年 10月1日 (予定)

(3) 条例の概要

地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に係る県知事の承認を受けた事業者のうち、一定金額以上の固定資産（土地、家屋、構築物）を取得した事業者の固定資産税について、新たに課税されることとなる最初の年度以降3年間について免除するもの。

【課税免除の対象等】

対象税目	固定資産税（土地・家屋・構築物）	
措置内容	課税免除	
措置期間	3年間（新たに課税されることとなる最初の年度以降）	
対象要件	対象分野	① 造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野 ② 農林水産資源を活用した食品関連産業分野 ③ 世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野 ④ 造船関連技術等の蓄積を活用した環境・エネルギー関連分野 ⑤ 電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用した第4次産業革命関連分野
	取得価格	農林漁業及びその関連業種：5,000万円超 その他の業種：1億円超
	期間	国が県の基本計画に同意した日（平成29年9月29日）から5年以内
補てん措置	課税免除による固定資産税の減収額の3/4（普通交付税）	
対象自治体	財政力指数 0.67未満の市町村	
条例の効力	令和4年9月28日限り（平成29年9月29日から5年間）	

【年度別件数及び課税免除額】

年度	適用件数	内訳		課税免除額	減収補てん額
		継続	新規		
H31 (R1)	2件	-件	2件	2,783千円	2,087千円
R2	3件	2件	1件	10,039千円	7,529千円
		計	3件	12,822千円	9,616千円

3 市有地の処分について

市有地売払いの結果報告

物件	所在地	地目	地積	予定価格	売却価格	処分方法	相手方
1	長崎市小江原2丁目3番63	宅地	270.40 m ²	5,705,000 円	5,710,000 円	一般競争入札	法人
2	長崎市松崎町1444番2	原野	198.00 m ²	35,000 円	99,000 円	随意契約	法人
3	長崎市田中町1761番2	宅地	13.66 m ²	382,000 円	400,000 円	随意契約	個人
4	長崎市西海町1553番4 外2筆	公衆用道路	23.20 m ²	352,000 円	420,000 円	随意契約	法人
5	長崎市柳谷町610番3	宅地	0.92 m ²	65,000 円	66,000 円	随意契約	個人
6	長崎市柳谷町611番2	雑種地	6.36 m ²	305,000 円	310,000 円	随意契約	個人
合 計			512.54 m ²	6,844,000 円	7,005,000 円		

※「地目」は登記簿の地目を記載。

物件 1
位置 図

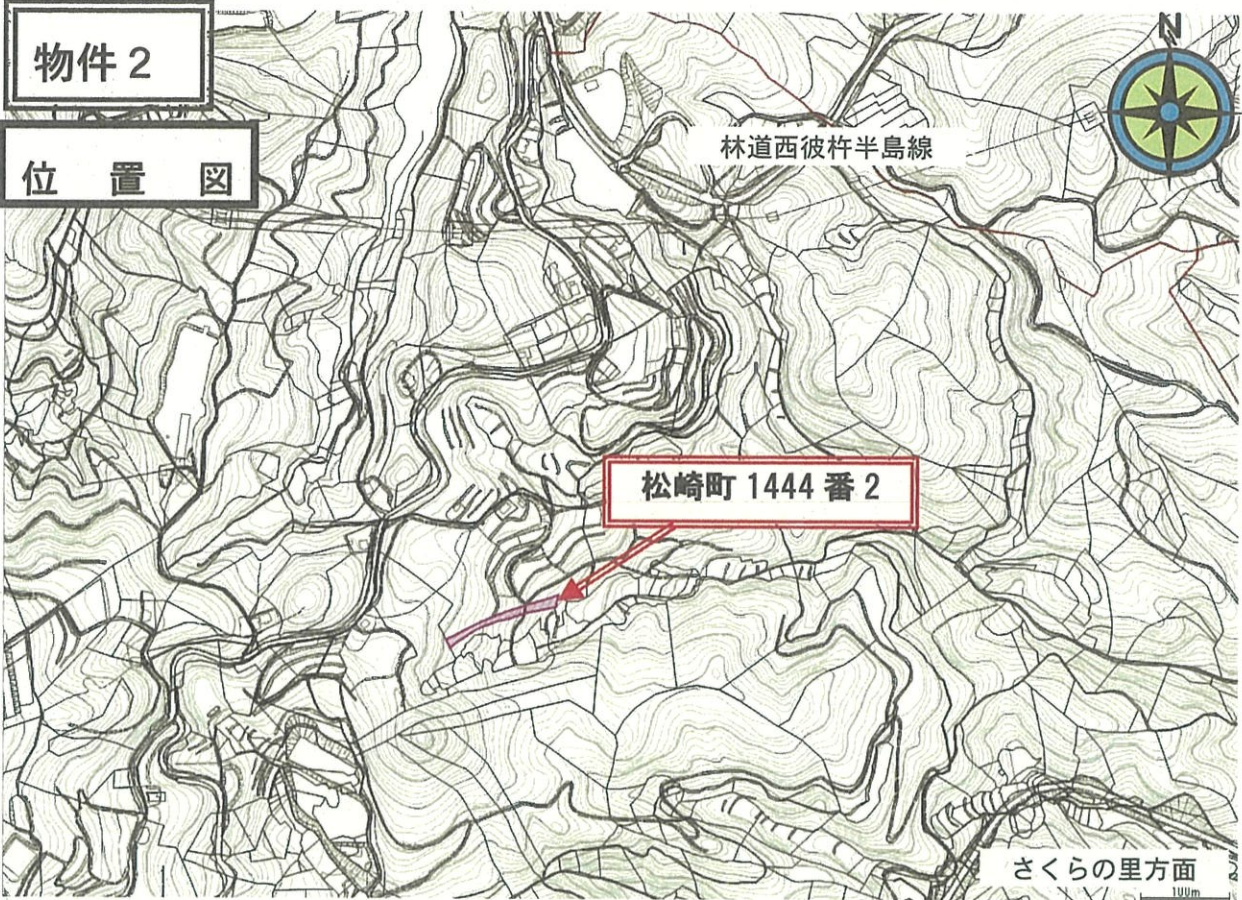


現 況 写 真



物件 2

位置 図

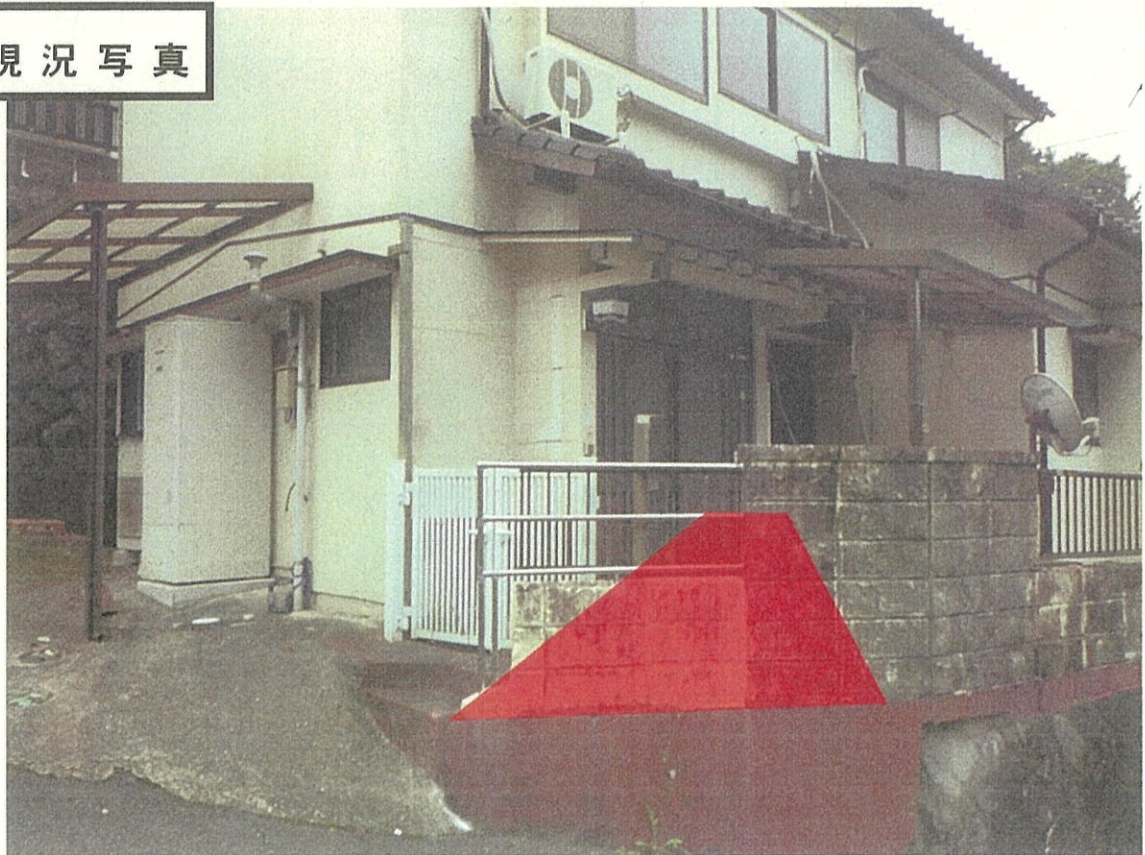


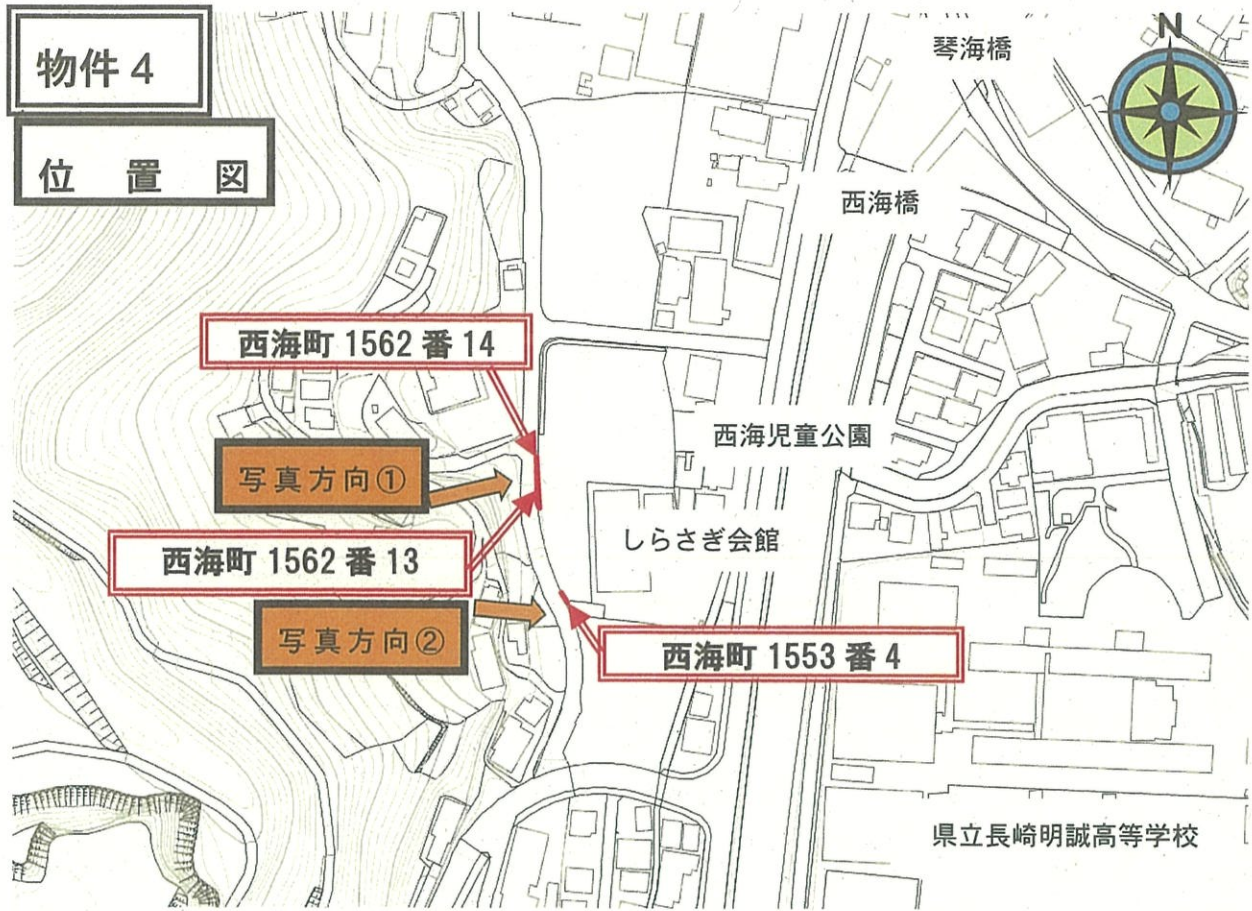
現況 写真





現 況 写 真





現況写真

